

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託に係る
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年4月10日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

市外に本社がある企業に対し、当市の地方創生事業について共感を得られる働きかけを行い、企業版ふるさと納税による寄附を通じた地方創生事業の充実及び官民連携の推進を図るため、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託
- (2) 業務内容 別添「仕様書(案)」を参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 予算額 総額3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 仕様書(案)に記載のとおり

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)」に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登録のない者も企画競争へ参加可能だが、企画競争参加申請書の提出と併せて「別表1 有資格者名簿に登載されている者と同様であることの認定を受けるための書類」に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登録されている者と同様であることの認定を受けること。
- (4) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指

名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

(6) 当令和3年4月1日以降に地方公共団体が発注した委託業務のうち、当市の実施する「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務」（別添「仕様書（案）」参照）の類似業務について、地方公共団体から元請として受託し、遅滞なく完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和8年5月27日（水）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問受付	令和8年4月30日（木）午後3時まで
仕様書等に関する質問回答	令和8年5月7日（木）午後5時15分までに掲載
参加申請書の提出	公示日～令和8年5月15日（金）午後5時15分（必着）
企画提案書の提出	令和8年5月8日（金） ～令和8年5月20日（水）午後5時15分（必着）
ヒアリングの実施	令和8年5月27日（水）（予定）
審査結果の通知	令和8年6月2日（火）（予定）

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。仕様書（案）等の配布は電子配布のみで窓口・郵送での配布はしない。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問については受け付けない。また、委託業務の実施に関係ないと判断される質問には回答しない。

(1) 受付方法

電子メールでメールの件名を「【企画競争質問】「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託」として、質問票（様式7）を岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、提出後は、必ず電話により担当課へメールの受信の確認（直通電話：086-803-1043）を行うこと。

【電子メール】 seisakukikaku@city.okayama.jp

(2) 回答方法

質問についての回答は、令和8年5月7日（木）午後5時15分までに岡山市ホーム

ページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載する。

7 参加申請書の提出

(1) 提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課宛に持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合はあらかじめ電話にて担当者に確認をとり、提出用封筒に「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託参加申請書在中」と朱書きの上、提出すること。

郵送の場合は、提出用封筒に「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託参加申請書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類

ア. 企画競争参加申請書（様式1） 1部

イ. 参加資格確認書類（有資格者名簿に登録がない者で企画競争参加を希望する場合に提出） 1式

※有資格者名簿に登録がない者が有識者名簿に登録されている者と同等であると認定を受けようとする場合は、「別表1 有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けるための書類」に掲げる参加資格確認書類をあわせて提出すること。

ウ. 実績報告書（様式2）

(3) 注意事項

ア. 企画競争参加申請書（様式1）には、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入すること。

イ. 郵送で提出する場合は、「4 日程及び期限」に記載した期限内に担当課に到着するように郵送すること。

ウ. 参加申請書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに取り下げ願い書（様式6）を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課宛に持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合はあらかじめ電話にて担当者に確認をとり、提出用封筒に「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

郵送の場合は、提出用封筒に「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、「4 日程及び期限」に記載した期限内に担当課に到着するように一般書留、簡易書留又は郵便到達日確認可能な追跡サービスのあるレターパックにより郵送すること。

(2) 提出書類

- ア. 企画提案書提出書（様式 3） 1 部
- イ. 企画提案書（様式 4） 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
- ウ. 見積書（様式 5） 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

(3) 注意事項

ア. 企画提案書は原則として A 4 判・横置き・横書き・左綴じ・両面印刷し、各ページの下部中央にページ番号を付けること。
ただし、説明のためやむをえない場合、A 3 版横折に一部変更することは差し支えない。

イ. 提出する提案書は、提案者ごとに 1 案のみとする。

ウ. 企画提案書は仕様書等に関する質問回答を確認の上、提出すること

エ. 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。

オ. 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

カ. 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式 6）を提出すること。なお、参加申請書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式 6）を提出すること。

キ. 取り下げ願い書（様式 6）提出後の本企画競争への参加は認めない。

ク. 正本は、社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるものとし、副本は社名、代表者印のないものを提出すること。

※副本には提出する全ての書類において、社名や代表者名など提案者がわかるような記載はしないこと。

ケ. 受託者が委託者に対して寄附希望企業を紹介して寄附受領に至った場合に、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

なお、インセンティブ率は 10%以内とし、寄附金額にかかわらず同一とする。

インセンティブ率は審査対象となるため、見積書（様式 5）によって提案すること。

委託料 = 寄附金額 × インセンティブ率（1 円未満の単位は切り捨てる）
但し、寄附企業 1 社につき委託料の上限を 1,000,000 円とする。
上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

9 企画提案書記載内容

- (1) 企業に対する働きかけの手法について提案することとし、独自のノウハウやネットワーク等の自社の強みや、実績等を踏まえた記載とすること。
- (2) アプローチする企業の選定方法、働きかけ手法、寄附申出を受けるまでの一連の流れ及び事業実施体制がわかるような記載をすること。
- (3) 仕様書（案）中の「4. 業務内容」、「5. 業務の遂行について」、「6. 協議」を踏まえ、企業版ふるさと納税の市の PR 方法に係るコンサルティング業務内容について記載す

ること。

10 特定方法等

(1) 審査体制

「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託企画競争審査委員会」（以下「委員会」という。）で審査を行い、受託候補者を特定する。

(2) 審査方法

委員会では、「7 参加申請書の提出」及び「8 企画提案書の提出」に記載の各提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

ア. 日時 令和8年5月27日（水）（予定）

ヒアリングの詳細日時、場所（岡山市役所内）については、後日通知する。

イ. ヒアリングの出席者は3名以内とし、説明者は本業務の担当者とする。

ウ. 発表時間は1事業者につき30分以内とする。

エ. ヒアリングは、提出書類のみをもって行うものとし、資料の追加及びモニター、プロジェクター等の機器を用いての説明は認めない。

(4) 評価基準

ア. 別表2「企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託 企画競争評価基準」のとおり

イ. 提案者ごとの評価得点（各委員の評価点数の平均点（小数点以下2位を切捨て）が60点未満の提案については、受託候補者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア. 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ. 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ. 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ. 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ. 提案者がヒアリングに出席しない場合

カ. 「(4) 評価基準」に定める評価基準の各項目の評価点数の合計に一つでも0点がある場合

キ. その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

受託候補者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

11 契約手続等

- (1) 受託候補者は、企画競争を実施した結果、受託候補者として特定されただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- (2) 委員会で選定された受託候補者とそれぞれ協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、受託候補者と協議が整わない場合、又は受託候補者が契約締結するまでの間に「10 特定方法等(5)提案者の失格」に掲げる失格条件に該当した場合、その受託候補者とは契約しない。
- (3) 契約書（案）については、契約時に変更することがある。

12 その他の留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めない。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリングへの出席に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、受託候補者の選定以外には使用しない。特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」、「岡山市契約規則」に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部政策企画課（岡山市役所本庁舎5階）

担当：杉山

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1043 FAX：(086)803-1732

電子メール：seisakukikaku@city.okayama.jp